

保護者各位

令和2年5月22日
株式会社キッズホーム薬
代表取締役 國澤佳奈子

6月1日以降の当社運営保育園の運営に関して

平素から当社運営保育園へのご理解とご協力をありがとうございます。
緊急事態宣言発令後の経過状況に伴い、当社運営保育園のある管轄行政から6月1日以降の運営に関して、変更の通達がございましたので、ご連絡させていただきます。表内赤字部分が変更箇所となります。
但し、現時点(5月22日18時)においての通達となりますので、今後も変更する場合がございます。
情報更新され次第、再度ご連絡させていただきます。

記

	保育園	管轄行政	方針	期間
1	ゆう保育園	市川市	原則休園	4月20日～緊急事態宣言解除まで ※宣言期間が延長となった場合は休園についても同様に延長。 今後緊急事態宣言が解除されることとなった場合については、解除の内容を精査し、追って連絡致します。
2	まかな保育園	江東区	登園自粛要請	6月1日～6月30日まで ※6月1日以降も緊急事態宣言が延長された場合には、その期間まで臨時休園を延長 ※5月31日を待たずに緊急事態宣言が解除された場合でも、5月31日までは臨時休園
3	Nest 南流山保育園	流山市	可能な範囲での登園自粛への協力	6月1日～6月30日まで
4	Nest 鹿島田保育園	川崎市	登園自粛要請	6月1日～6月30日まで
5	Nest 川崎大師保育園	川崎市	登園自粛要請	6月1日～6月30日まで

※1、以下に関しては、園より別途ご案内させていただきます。

- ・特別保育等に関する詳細
- ・自粛による保育料の取り扱い
- ・慣らし保育に関して

※2、本件及びその他各園のお知らせに関しては、本日コドモンの「お知らせ一斉配信」機能よりご連絡させていただきます

上記、改めてご理解及びご協力頂けますよう宜しくお願い致します。

以上